

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第94号 (令和7年9月29日認定決定)



医療法人圭良会 (仲多度郡まんのう町)

主な事業内容

当院は高齢化率の高い中讃地域に昭和59年開設し、医療、福祉と連携を持ち、急性期医療から在宅医療まで多職種共同で取り組み、患者の権利、尊厳、安全を重視した医療を提供することを基本方針にしています。平成12年より介護保険制度にも対応し、通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションを開設、平成30年には介護療養型病棟を介護医療院へ移行しました。地域の高度急性期病院の後方病院としての役割も担っています。

法人からのひとこと

全職員の75%は女性であり、ワーク・ライフ・バランスが必須の職場です。出産、育児を経ても仕事を続けられる環境として平成6年に「院内託児所」を設け、育児休業取得100%を維持しています。さらに両立支援制度の内容には介護も加わり、制度の内容も充実し、職場の連帯意識も向上しています。

計画期間中の主な取組

◆労働者数 199人 (うち女性 150人) ◆計画期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日

[両立支援に関する取組および制度]

- 育児休業は、3歳に満たない子を養育する労働者が取得できます。
- 子の看護等休暇は、小学校6年生までの子を養育する労働者が取得でき、小学校3年生までの子が2人以上の場合は、同一の子について1年間に10日間取得することも可能です。
- 事業所内保育施設「ひまわり託児所」を設置・運営しており、小学校就学前までの子を養育する労働者が利用可能です。

[働き方の見直しに資する労働条件整備の取組]

- 年次有給休暇の取得を促進するための標語・ポスターを募集し、優秀な作品については表彰後、院内に掲示を行いました。
- 両立支援推進委員会（毎月）と全体運営会議（3か月単位）で、年次有給休暇の取得状況を確認し、取得促進を呼びかけました。

[育児休業等取得率]

- 計画期間中に女性労働者20名が育児休業を取得し、取得率は100%でした。
- 計画期間中に男性労働者3名が育児休業を取得し、取得率は100%でした。

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室 (tel 087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F

香川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>